

○経済産業省告示第四百十三号

経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号）第十六条の規定に基づき、小規模場外車券発売施設の規模の上限及び備えるべき事項を次のように定める。

なお、平成十五年経済産業省告示第三百九号は、廃止する。

平成十九年五月七日

経済産業大臣 甘利 明

経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第十六条に規定する小規模場外車券発売施設の規模の上限及び備えるべき事項

き事項

第一 小規模場外車券発売施設の規模の上限

窓口（払戻しを含む。）の数が五以内でかつ最大滞留者数が百人以内であること

第二 小規模場外車券発売施設が備えるべき事項

一 施設に関する事

- (一) 当該小規模場外車券発売施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること
- (二) 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること
- (三) 入場者の用に供する設備が整備されていること
- (四) 管理運営に必要な設備が整備されていること

二 運営に関する事

車券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること